

中小企業に対する知的財産戦略支援等の取り組み

Measures for Supporting SMEs in Terms of IP Strategies

木村真己*
Masaki KIMURA

抄録 本稿ではわが国の中小企業の知的財産に関する状況について説明するとともに、中小企業に対する知的財産戦略支援や地域において中小企業への知的財産戦略支援を担う人材の育成を中心に支援策を紹介する。

1. はじめに

平成20年後半からの世界経済減速にともない、景気低迷の続く日本経済だが、こうした状況下においても将来の成長の源泉である知的財産の取得が企業にとっては重要であり、企業における確かな知的財産戦略が企業の成長、ひいては日本経済を回復に導く原動力になる。このため、特許庁では、企業における知的財産への取り組み支援の一つとして、特に中小企業における知的財産の創造、保護、活用に対する支援を強化しているところである。

中小企業における知的財産権の取得の効果に関しては、特許を保有している中小企業は、保有していない企業に比べて従業員一人当たりの営業利益が大きく、知的財産権の取得が中小企業の信用力を高め、新規顧客の開拓等売り上げを増大させる面で重要であるとの調査結果がある¹。このように中小企業の企業業績の向上に資する可能性のある知的財産権の取得・活用を効果的に進めていくためにも、中小企業における知的財産戦略の策定

や実行を支援していくことが重要である。

本稿では、中小企業の特許出願状況や知的財産に関する意識等について説明するとともに、中小企業に対する知的財産戦略策定支援策や地域において中小企業の知的財産戦略を支える人材の育成について紹介する。なお、中小企業に対する知的財産支援策については、特許庁ホームページに詳細が掲載されているので参照いただきたい²。

2. 中小企業における特許出願状況と知的財産支援の必要性

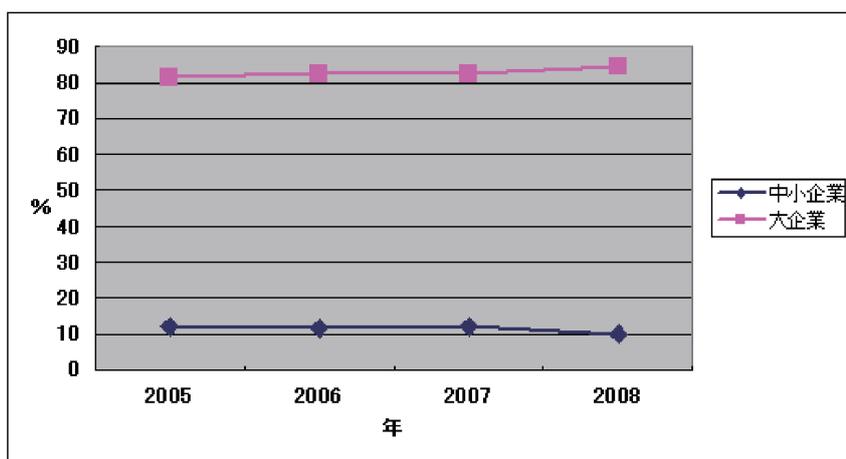
日本の中小企業³の企業数は約420万社であり、日本の全企業数の99.7%を占めている。日本の企業数の大部分を占める中小企業であるが、その

* 特許庁総務部普及支援課 課長補佐（中小企業等支援企画班長）
上席産業財産権専門官
Deputy Director for SMEs Policy Planning Section, Japan Patent Office
Associate Managing Specialist for Industrial Property Rights

特許出願件数は全特許出願件数約 38 万件のうち
のわずか約 11%にすぎない（表 1 参照）。こうし
た状況を踏まえ、中小企業の知的財産支援を推進
することで、中小企業を活性化し、ひいては地域
の振興、国の産業競争力の強化につなげることが
重要である。本年 6 月、政府の知的財産戦略本部

（本部長：内閣総理大臣）にてまとめられた「知
的財産推進計画 2009」においても、重点的に講ず
べき施策や施策一覧において中小企業に対する知
的財産戦略支援や支援人材育成等中小企業支援に
関する様々な取り組むべき施策の方向性が示され
たところである⁴。

表 1 特許出願における中小企業の割合の推移



3. 中小企業の知的財産に関する意識 と公的支援への期待

中小企業の知的財産に関する意識調査の結果で
は、「知的財産は難しい・自社には関係ない」とい
う知的財産への理解不足が顕著となっている。仮
に、知的財産に取り組む意識があったとしても、
特許出願の方法が分からないなどの「専門的・技
術的知見の不足によるもの」や、出願に要する費
用が高額であるなどの「資金的不足によるもの」、
経営者・社員の教育方法などの「知財意識の欠如
に伴う課題」等の様々な悩みが存在している状況
である。

さらに、特許出願を行ったことのある、比較的
知的財産に関して親和性の高い中小企業に対して
知的財産の戦略的な活用等、いわゆる知的財産戦
略の意識をアンケートした結果では、特許を出願
している企業でもその約 1/3 の企業が知的財産

戦略の必要性を理解していないとの結果が出てい
る。知的財産戦略を策定しない理由としては、「必
要ないから (49. 2%)」が過半数と最も多く、「依
頼先がわからない (21. 5%)」と合わせて約 7 割
と大部分を占めており、知的財産戦略への理解不
足が現れている。(表 2 参照)。

他方、中小企業に公的支援への期待を質問した
アンケートでは、「手数料の補助」や「弁理士費用
の補助」等、費用面に関する支援が最も多く期待
されているほか、様々な支援策の情報提供に続く
て、知的財産コンサルティングに対する要望が多
いとの結果が出ている（表 3 参照）。

このように、知的財産戦略への理解不足はある
ものの、その必要性を理解している中小企業にお
いては、専門家等による知的財産コンサルティング
への要望があり、公的支援の必要性があると言
える。

表2 特許出願経験のある中小企業が知的財産戦略を策定しない理由

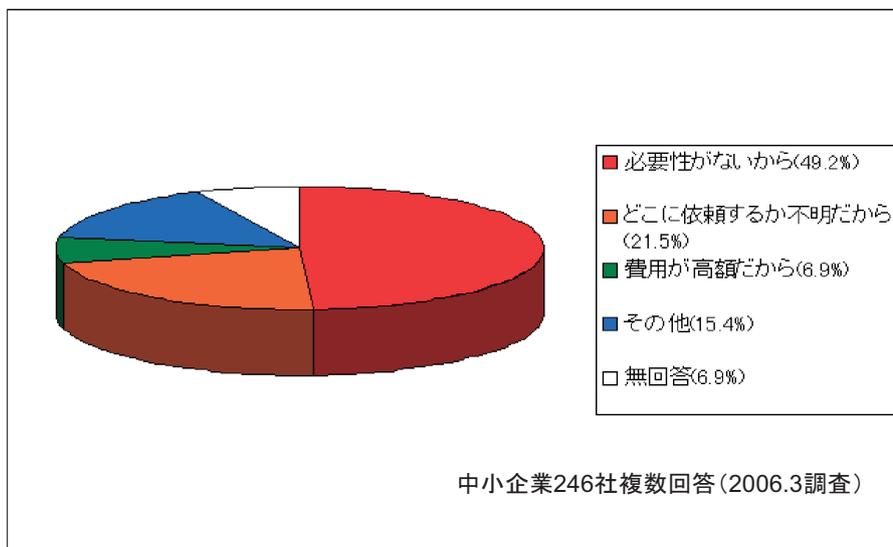
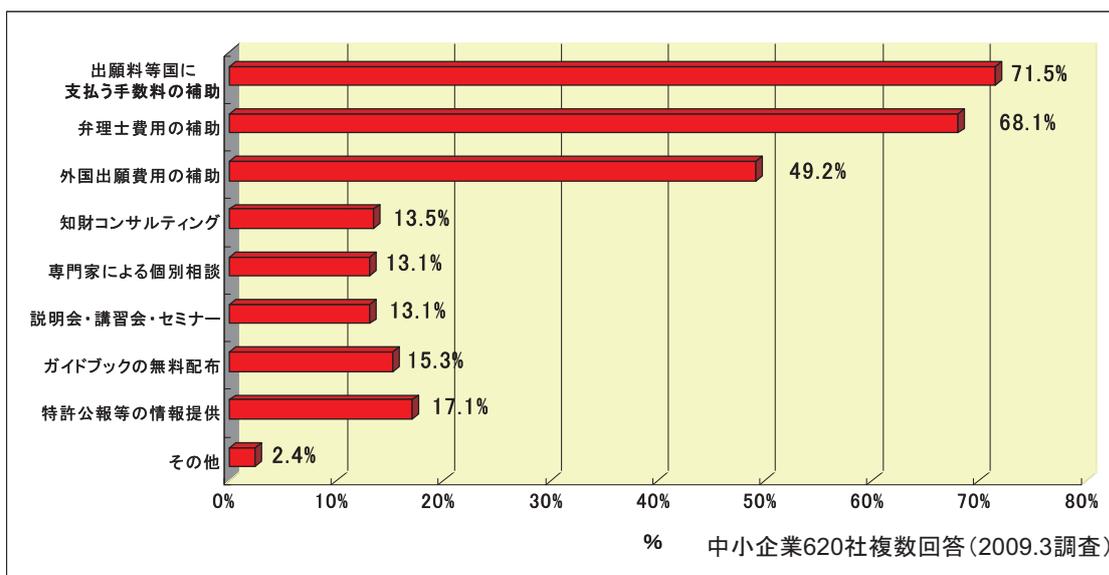


表3 中小企業の公的支援への期待



4. 中小企業に対する知的財産戦略支援

(1) 地域中小企業知財戦略コンサルティング事業

以上述べたように、中小企業への知的財産戦略支援について、その着実な推進が求められていることから、特許庁では、平成16年度から都道府県等の中小企業支援センターが行う地域の中小企業

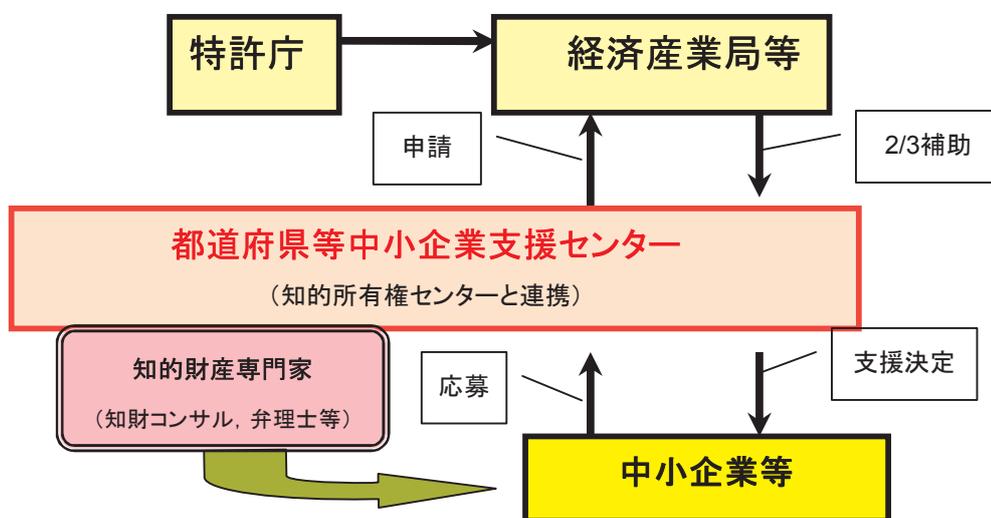
に対して一定期間集中的に知的財産の専門家等を派遣し、中小企業における知的財産を戦略的に活かす支援事業に対して補助事業を実施している(表4参照)。中小企業への具体的な支援内容については、支援する企業によって多種・多様であるが、特許マップの作成などの特許分析、特許戦略策定、事業化に向けた特許評価等が中心となる。

平成 16～20 年度の 5 年間に 21 県 3 政令市において約 340 社に支援を行った。平成 21 年度は 17 県・政令市（岩手県，埼玉県，千葉県，神奈川県，石川県，愛知県，岐阜県，三重県，滋賀県，京都府，京都市，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県，福岡県，北九州市）にて実施している。

平成 16～18 年度の 3 年間に支援を行った中小企業について，支援効果の調査を行ったところ，中

小企業の 70%以上が期待通り又は期待以上の支援だったと評価しており，支援の前後における知的財産への取り組みレベルの比較においても，支援前は「知的財産の基盤未整備」の企業数が最多であったのが，支援後は「知的財産の基盤構築」ができたとする企業数が最多となるなど一定の支援効果が得られている。

表 4 地域中小企業知財戦略コンサルティング事業（スキーム図）



(2) 知的財産戦略支援人材の育成事業

また，特許庁では，平成 16～18 年度の「地域中小企業知的財産戦略支援事業」において，規模や業種の違う合計 12 社の中小企業に対して知的財産コンサルティングを行うモデル事業を実施することによって，中小企業が知的財産戦略を導入・実践するための方法論を検討し，その成果として「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル 2006」をとりまとめた。

さらに，これらのモデル事業を実施する中で，中小企業への知的財産戦略の導入・実践を支援するためには，知的財産戦略コンサルティングのノ

ウハウに精通した支援人材が不可欠であり，特に支援人材が不足しがちな地域において，その育成が急務であることから，平成 19～20 年度の「地域における知的財産戦略支援人材の育成事業」において，全国 8 地域で中小企業への支援人材派遣を行い，実践的な研修を通じて人材育成を実施した。同時に，地域において不足している知的財産支援人材の提供を目的として，大企業で知的財産部等を経験した OB 人材等のデータベースである「地域・中小企業等知財戦略人材データベース」⁵を平成 21 年 2 月に立ち上げ，中小企業が知的財産戦略の構築等を行う上で必要な支援人材との出会いの

場を提供している。現在、試験運用を行いつつ、中小企業等のユーザーやデータベース登録者、支援を仲介する公的機関等における利便性の検証による課題抽出と対策の検討等を行っているところである。

5. その他の中小企業への知的財産支援策

知的財産戦略に係る支援の他にも、特許庁では中小企業の知的財産の「創造」から「保護」、

「権利活用」まで、「網羅的」かつ「きめ細やか」に行っている（表5参照）。以下、中小企業に対する知的財産支援策のうち、主な施策について概要を示す。

(1) 無料の特許先行技術調査

中小企業等の特許出願について、審査請求前のものに限り、出願人本人の依頼に応じて、特許庁から委託を受けた民間調査事業者（21年度は21社）が無料で同じような出願がないか調査し、その結果を中小企業等に提供する。中小企業は調査結果を審査請求を行うか否かの判断材料として活用する。

(2) 特許料等の減免措置

資力に乏しい中小企業、研究開発型中小企業、ものづくり中小企業に対し、審査請求料の軽減及び特許料の軽減等を行う。

①資力に乏しい中小企業

法人税が課されていないこと、他の法人に支配されていないこと等の要件を満たすことによって、審査請求料が半額軽減、特許料の1～3年分が猶予される。

②研究開発型中小企業

試験研究費等比率が収入金額の3%を超えていることや、中小企業の研究開発から事業化まで一貫して支援する制度であるSBIR（中小企業技術革新支援制度）補助金等交付事業など認定事業の関連出願等がある場合、審査請求料、特許料の1～3年分がそれぞれ半額軽減される。

③ものづくり中小企業

「中小ものづくり高度化法」により特定ものづくり基盤技術として認定された特定研究開発等計画の関連出願であれば、審査請求料、特許料の1～6年分がそれぞれ半額軽減される。

(3) 早期審査制度

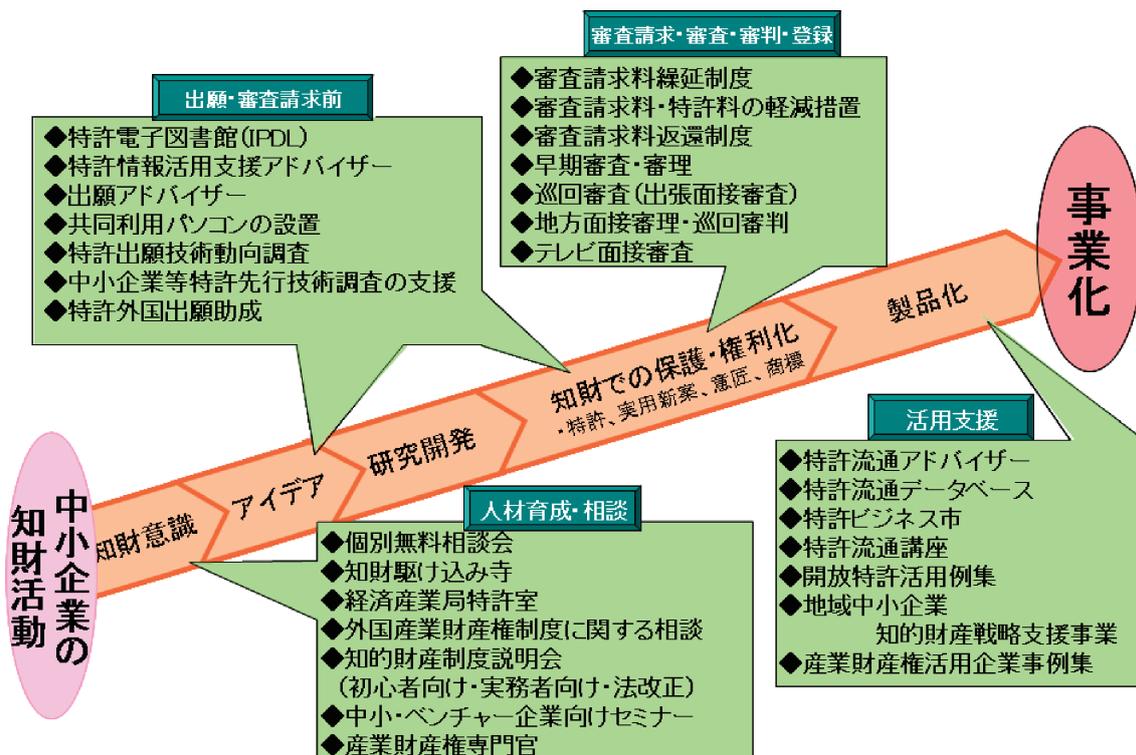
中小企業が早く特許として権利化したい場合に、早期審査に関する事情説明書の提出を行うだけで一次審査結果通知までに通常約29ヶ月かかるところを、現在は平均約2ヶ月で審査する制度である。

(4) 地域中小企業外国出願支援事業

地域の中小企業等の戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センター等が実施する中小企業への外国出願助成事業に対して特許庁から補助を行う。具体的には、中小企業が外国への出願に要した翻訳費・外国代理人費用・外国特許庁出願料等の費用について、国と都道府県等中小企業支援センター等が各1/2助成を行う。

平成21年度は8県・政令市（岩手県、千葉県、静岡市、愛知県、三重県、富山県、福井県、和歌山県）が実施している。

表5 地域中小企業に対する知的財産支援策



6. おわりに

これまでに述べたように、中小企業に対する知的財産支援は従来にもまして重要となっている。特許庁としても知的財産戦略支援をはじめとして様々な支援策について、初心者向け、実務者向けの説明会、中小企業への個別訪問による説明等様々な機会を通じて普及を行っており、中小企業におかれましては是非支援策を利用していただきたい。

様々な支援策については、利用される方々の声を反映しながら、改善を行うべく常に見直しを行っている。特に中小企業が知的財産を効果的に保護・活用していくための戦略である知的財産戦略に関する支援については、支援対象である中小企業の業種、規模、成長ステージ等によって様々な対応が求められることから、より効果的な支援の

あり方について引き続き検討することが必要である。このような観点から、特許庁では今年度から中小企業の社内体制に着目しつつ、地域における支援人材の供給を含めた中小企業への知的財産戦略支援の基盤整備について検討を行っているところであり、中小企業への知的財産支援がより効果的、かつ利用されやすい制度となるよう引き続き改善に努めて参りたい。

(本稿における意見部分は、筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織を代表するものではない。)

注)

- 1 2009年版中小企業白書 第2章第3節中小企業における知的財産の保護・活用参照
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/090424hakusyo.html>

- 2 中小企業・個人向け支援情報（特許庁ホームページ）
http://www.jpo.go.jp/index/chusho_kojin_shien.html
- 3 中小企業とは，中小企業基本法の定義に基づく企業を指し，
例えば，製造業であれば資本金3億円以下又は従業者数300人
以下の企業をいう。

- 4 知的財産推進計画2009
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/090624/2009keikaku.pdf>
- 5 地域・中小企業等知財戦略人材データベース
<https://selfpage.sky-inet.ne.jp/chizai/>